

第4章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、災害予防に重要な警戒区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練等の計画について定めるものとする。

第1節 重要警戒区域

災害が予想される重要警戒区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

1. 重要警戒区域

(1) 水防区域

河川が増水し、河川の溢水、堤防の決壊などで災害が予想され、警戒を必要とする区域。(別表第1表)

(2) 高波、高潮、津波等危険区域

海岸地域で高波、高潮、津波等による災害が予想され、警戒を必要とする区域。(別表第1表)

(3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

大雨、河川の逆流等により市街地で排水能力以上に増水し、低地で浸水のおそれがある区域。(別表第1表)

(4) 土石流危険渓流区域

大雨等により、土石流による災害が予想される区域。(別表第1表)

なお、これに準じる渓流は、必要に応じ警戒するものとする。

(5) 地すべり・がけ崩れ等危険区域

大雨等により、地すべり、がけ崩れ等の災害が予想される区域。(別表第1表)

別表 第1表

災害危険区域一覽表

(1) 水防区域

(平成19年4月現在)

危険区域							予想される被害				整備計画	
町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離(km)	危険区域(m)	災害の原因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
湧別町	河口より5号地先	湧別川	湧別川	右岸河口より 3.2	1,935	溢水、漏水	834	4	13,000	畑 580ha	開発局	計画検討中
〃	〃	〃	〃	左岸河口より 3.5	2,020	漏水、法面崩壊	8		5,500	220ha	〃	〃
〃	河口より11号地先	佐呂間川	芭露川	右岸左岸共に河口より 6.7	6,700	溢水、漏水	65	1		140ha	道建設管理部	整備実施中
〃	河口より西6号地先	ヅツナ川	ヅツナ川	右岸左岸共に河口より 4.0	4,000	溢水	7			100ha	〃	計画検討中
〃	河口より信部内419番地先	〃	中の沢川	右岸左岸共に河口より 2.2	2,200	溢水				120ha	〃	〃

(2) 高波、高潮、津波等危険区域

(平成19年4月現在)

危険区域の現況						予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
町村名	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路(m)	その他(ha)	指定機関	法令名	指定年月	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
														全部	一部		
湧別町	川西	2,100	270		高波	1		2,000	畑 62 牧 61	道	海岸法	36.5	1,228	○		道	計画検討中
〃	港町 曙町	1,220	1,220	45	〃	116	2	1,720		〃	〃	36.5 43.11	1,228 2,464	○		〃	〃
〃	東	3,904	3,904	99	〃			6,510	畑 14 牧 51	〃	〃	36.5 45.11	1,228 2,764	○		〃	海岸保全事業実施
〃	登栄床	6,026	6,026	3,694	〃	129	3	5,500		〃	〃	36.5 45.11	1,228 2,764	○		〃	〃

(3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

(平成19年4月現在)

危険区域の現況					予想される被害				法律等における指定状況					整備計画		
町村名	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
湧別町	芭露	市街324番地付近	5	排水不良	50	8	R 238								町	計画検討中

(4) 土石流危険溪流区域(網走建設管理部調査)

(平成20年4月現在)

地区名	危険箇所名	地区名	危険箇所名	地区名	危険箇所名	地区名	危険箇所名
計呂地	岩間の沢川	東芭露	平井1の沢川	西芭露	小泉橋の沢川	開盛	大城の沢川
計呂地	20号の沢川	東芭露	佐々木1の沢川	西芭露	西芭露沢川	開盛	渡辺の沢川
計呂地	佐々木の沢川	東芭露	桑原沢川	上芭露	三浦1の沢川	開盛	開盛公園の沢川
志撫子	栗田沢川	東芭露	加藤の沢川	上芭露	伊藤の沢川	富美	望が丘の沢川
志撫子	雨宮の沢川	西芭露	大隈沢川	芭露	大平の沢川	富美	南の沢川2の沢川
志撫子	神社左の沢川	西芭露	白田沢川	芭露	日川の沢川	富美	大甕の沢
志撫子	稲熊の沢川	西芭露	東海林1の沢川	芭露	平井の沢川	富美	熊の沢川下の沢川
志撫子	桑田の沢川	西芭露	西芭露川	芭露	6号線の沢川	上富美	佐々木の沢川
芭露	8号線沢川	西芭露	阿部の沢川	芭露	本間1の沢川	上富美	三谷川
上芭露	志露峠沢川	西芭露	長屋1の沢川	信部内	中の沢小沢川	上富美	上富美橋右の沢川
東芭露	西堀沢側	西芭露	梅沢川	南兵村二区	二十一号沢川	上富美	札富美沢川

(5) 地すべり・がけ崩れ等危険区域

(平成26年4月現在)

危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況			整備計画	
町村名	区域名	地区名	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公施設 (棟)	道路	その他	指定機関	指定年月 (調査)	指定番号	実施機関	概要
湧別町	志撫子	志撫子地区	0.30		1	町道		北海道	H11.12	湧別-崩-5	道	小規模治山事業 実施済
湧別町	志撫子	学校前の沢	2.70	1		町道		北海道	H11.12	湧別-崩-4	道	治山事業 実施予定
湧別町	芭露	ポン川	52.50	17		道道	畑	北海道	H11.12	湧別-崩-6	道	ポン川水源流域 広域保全工事
湧別町	芭露	6号沢	2.70			農道		北海道	H11.12	湧別-崩-1	道	治山事業 実施予定
湧別町	上芭露	牧場の沢1	1.80	1		町道		北海道	H11.12	湧別-崩-2	道	治山事業 実施予定
湧別町	上芭露	牧場の沢2	2.25			農道		北海道	H11.12	湧別-崩-3	道	治山事業 実施予定
湧別町	南兵村 一区	24号の沢A	0.90			町道	畑	北海道	H11.12	上湧別-崩 -1	町	復旧治山事業 実施済
湧別町	北兵村 二区	五鹿山	1.00			町道	公園	北海道	H11.12	上湧別-山 -1	町	小規模治山事業 実施済
湧別町	北兵村 二区	ヌッポコナイ沢	1.80			町道		北海道	H11.12	上湧別-崩 -2	道	治山事業 実施予定
湧別町	富美	熊の沢1	15.36	10		道道		北海道	H11.12	上湧別-崩 -3	道	治山事業 実施予定
湧別町	南兵村 一区	24号 の沢B	0.90			町道	畑	北海道	H11.12	上湧別-崩 -4	町	復旧治山事業 実施済
湧別町	開盛	28号沢	9.00			農道		北海道	H11.12	上湧別-崩 -5	道	治山事業 実施予定

危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況			整備計画	
町村名	区域名	地区名	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	指定年月 (調査)	指定番号	実施機関	概要
湧別町	開盛	30号沢	4.50			町道		北海道	H11.12	上湧別-崩 -6	道	治山事業 実施予定
湧別町	上富美	滋賀の沢	1.80			町道		北海道	H11.12	上湧別-崩 -7	道	治山事業 実施予定
湧別町	上富美	共栄沢	1.50			道道		北海道	H11.12	上湧別-崩 -8	道	治山事業 実施予定
湧別町	南兵村 一区	25号の沢	1.08			町道	畑	北海道	H11.12	上湧別-崩 -9	道	小規模治山事業 実施済
湧別町	開盛	開盛公園地先	0.23			町道	神社	北海道	H11.12	上湧別-崩 -10	町	小規模治山事業 実施済
湧別町	南兵村 一区	23号の沢	0.24			町道	畑	北海道	H11.12	上湧別-崩 -11	道	小規模治山事業 実施済
湧別町	富美	望ヶ丘の沢	0.60	1		町道	畑	北海道	H11.12	上湧別-崩 -12	道	復旧治山事業 実施済
湧別町	上富美	山中の沢	0.45			道道	畑	北海道	H11.12	上湧別-崩 -13	道	小規模治山事業 実施済
湧別町	開盛	32号の沢	1.00	1		町道	畑	北海道	H11.12	上湧別-山 -2	道	小規模治山事業 実施済

(6) 町内の河川

(平成30年4月現在)

ア 一級河川

水系名	水系番号	河川番号	河川名	流路延長 (km)
湧別川水系	4034	10	湧別川	87.0
		50	中土場川	11.0
		60	ヌッポコマナイ川	1.2
		100	富美川	13.0
		310	サナブチ川	17.2

イ 二級河川

水系名	水系番号	河川番号	河川名	流路延長 (km)
佐呂間別川水系	4036	50	芭露川	19.0
		60	キナウシ川	0.6
		120	ポン川	1.0
		210	西の沢川	5.8
		540	志撫子川	10.8
シブノツナイ川水系	4033	10	シブノツナイ川	15.4

第2節 雪害対策計画

異常降雪等により、予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画に定めるところによるものとする。

1. 除雪路線の実施分担

除雪路線は、次の区分により実施分担する。

- (1) 国道路線の除雪は、網走開発建設部遠軽開発事務所が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所が行う。
- (3) 町道路線の除雪は、町が行う。

2. 異常降雪時における除雪

異常降雪時において、交通量、消防対策等を充分考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線より順次除（排）雪を実施するものとする。

3. 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話（株）北海道事業部は施設の改善、応急対策の強化を図るものとする。

4. 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力(株)遠軽営業所は、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

第3節 融雪災害対策計画

融雪による河川の出水災害等については、水防計画に定めるほか、本計画に定めるところによる。

1. 気象状況の把握

融雪期においては、気象警報等により地域内の降雪状況を適確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況、又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2. 水防区域の警戒

水防区域は事前に状況を把握し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町（土木対策班）及び消防署各出張所は、地域住民の協力を得て既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町（土木対策班、救護対策班）は、関係機関と連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救助方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町（土木対策班）は、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水路内の除雪、結氷の破碎等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

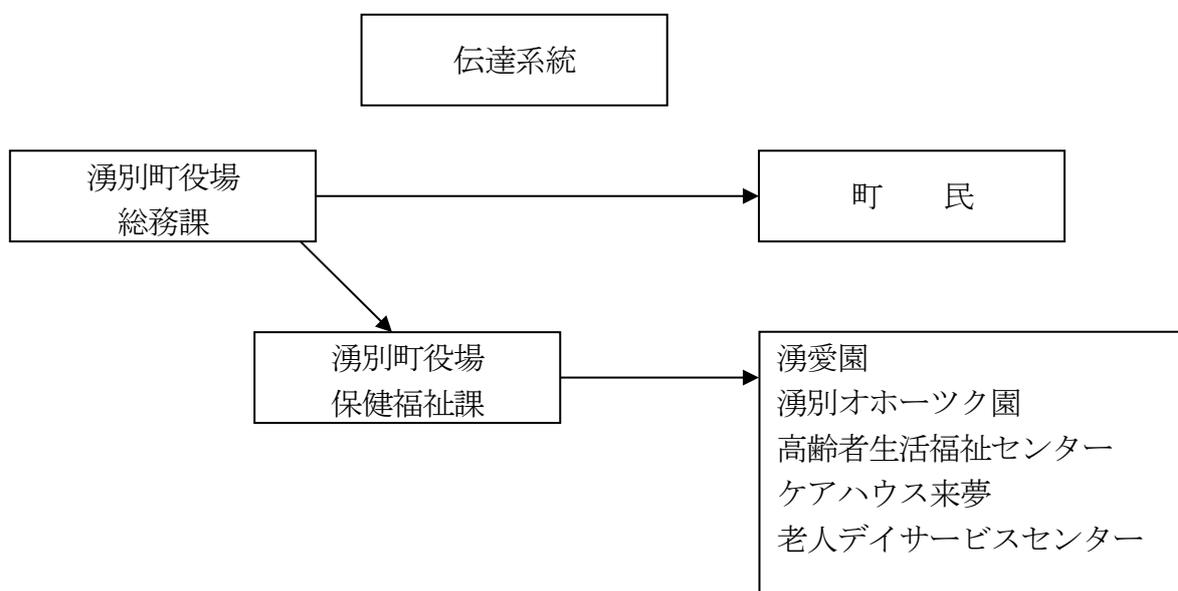
3. 水防資機材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行い、関係機関、業者と協議し、資機材の確保と効率的な活用を図るものとする。

第4節 水 防 計 画

河川の洪水その他の水害を警戒し、防御し被害を軽減することの計画は、水防法に基づき別に定める「湧別町水防計画」によるものとする。

また、水防法15条に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するための伝達系統は、下記のとおりとする。



第5節 低地の浸水対策計画

降雨、河川の増水、逆流等による低地の浸水等の被害を警戒、防御し及びこれらによる被害を軽減するための活動は、本計画の定めるところによる。

1. 気象状況の把握

関係機関の気象情報、警報等により降雨状況を的確に把握するとともに、台風、低気圧の発生及びその経路、降雨量の推移等の気象状況や満潮や干潮の時間に留意し、出水を警戒する。

2. 低地の浸水危険区域は、事前に状況を把握し、被害の発生や拡大を防ぐため次により万全の措置を講じるものとする。

(1) 町（総務対策部及び現地対策部）は、地域住民の協力を得て、既往の被害箇所その他浸水危険区域を中心に巡回し、警戒するものとする。

(2) 町（現地対策部）は、関係機関と連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救助方法等を事前に検討しておくものとする。

(3) 町（現地対策部）は、芭露市街地区の排水路の増水状況を把握し、必要に応じ排水ポンプを起動し、内水面の水処理の効果を上げるよう努める。

(4) 排水ポンプの起動は、原則として町が行うが、早急に起動が必要な場合は消防署湧別出張所に依頼し起動するものとする。

(5) 排水ポンプ施設の運用については「芭露地区排水ポンプ場運用要領」によるものとする。

(6) 町は（総務対策部）は、必要に応じ、網走開発建設部が所有する排水ポンプ車、照明車及びその他対策資機材による支援を要請するものとする。

3. 町長は、低地の浸水対策活動を迅速かつ効率的にするため、芭露排水ポンプ施設や水防資機材の整備点検を行い、関係機関、業者と協議し、資機材の確保と効率的な活動を図るものとする。

第6節 消 防 計 画

この計画は、火災の発生を予防し又火災が発生した場合において、その被害を最小限に防止するため、消防組織及び火災予防対策、警戒計画等に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 消防機関及び職（団）員の配置

湧別町消防団

(1) 平常時の組織



(2) 非常災害時の組織



2. 消防施設の状況

区分 所在地		消 防 施 設							水 利 施 設				
		水 槽 車	タ ン ク 車	ポ ン プ 車	積 載 車	小 型 ポ ン プ	指 令 車	指 令 広 報 車	救 急 車	消 火 栓	防 火 水 槽	移動水槽	
												リ ッ ト ル 500	リ ッ ト ル 1000
湧別出張所	湧別町緑町	1	1				1	1	1	41	61		
湧別分団	〃 〃			1	1	2							2
芭露分団	〃 芭露		1	1	1	2							
芭露分団	〃 上芭露		1										
上湧別出張所	湧別町上湧別	1	1					1	1	50	78		
上湧別分団	〃 〃			1		1							1
中湧別分団	〃 中湧別		1	1		1							1
開盛分団	〃 開盛			1		1							
その他(富美)	〃 富美												

3. 予防計画

火災を未然に防止するため、予防査察、住民の自主的予防及び協力体制の確立指導等防火思想の普及を推進する。

(1) 防火思想の普及

火災の予防運動を年2回実施し、街頭広報、防火チラシとポスターの配布、映画会、講習会等を行うほか、火災予防行事に協力して防火思想の普及を図る。

(2) 予防査察

- | | |
|----------------|-------------------|
| ア. 定期査察 | 年4回 |
| イ. 臨時査察 | 強風時、乾燥期に警戒巡視を兼ねる。 |
| ウ. 防火対象物 | 年2回 |
| エ. 危険物を対象とする査察 | 随 時 |
| オ. その他 | 随 時 |

4. 火災警報及び伝達計画

(1) 火災警報

気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 火災警報発令基準

実効湿度が66%以下であって最小湿度が40%以下となり、最大風速が14m/s以上のとき。

(3) 火災警報発令時の広報

火災警報を発令したときは、消防署出張所長は別表1の消防信号により住民に周知徹底を図るものとする。

5. 警防活動

(1) 招集計画

消防署出張所長は、火災及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、及びその他警戒警備等のために、職員、団体の全部を招集する場合、サイレン吹鳴によるほか電話によって招集する。なお参集はあらかじめ指定された署所に速やかに参集するものとする。

(2) 出動計画

消防出動は、火災出動、警戒出動、救護出動、水防出動及び応援出動とし、地域の特殊性、異常気象時等を考慮し、あらかじめ出動計画をたて、消防団出動の適正運用を図るものとする。

ア. 火災出動

火災を覚知したとき。ただし偵察、車両火災等の場合で出張所のみで十分であると判断したときは、この出動を縮小できる。

イ. 警戒出動

警戒出動は、火災とまぎらわしい事態を発見又は受報したとき出張所長の指令により現場に近い署所が出動する。

ウ. 救助出動

救助出動は、火災その他の災害により、人命の救出、救助を要するとき出張所長の命令により救助隊を編成し出動する。

エ. 水防出動

水防出動は、台風又は集中豪雨により、水害の発生又は発生が予想されるとき町長の要請により署員が出動する。

6. 隣接市町村（組合）相互応援計画

町内で発生した火災を鎮圧するため、隣接市町村から応援を必要とするときは相互応援協定に基づき出動を要請する。

要 請 先			協定締結年月日	備 考
市町村（組合）	担当窓口	電 話		
網走地区消防組合	消防本部	0152-43-2220	昭和 47 年 9 月 25 日	
北見地区消防組合	消防本部警防課	0157-24-3311	昭和 62 年 12 月 21 日	
紋別地区消防組合	消防本部	0158-24-2845	昭和 62 年 12 月 21 日	
上川中部消防組合	消防本部	01658-2-1104	昭和 62 年 12 月 21 日	

別表 1

消 防 信 号

消防法施行規則 34 条

区分方法	種 別	打 鐘 信 号	余いん防止付 サイレン信号	その他の信号
火 災 信 号	近火信号 消防屯所から 800m 以内のとき	○-○-○-○-○ (連 点)	約 3 秒 ○- ○-○- 約 2 秒(短声連点)	
	出場信号 署所団出場区域内	○-○-○ ○-○-○ (3 点)	約 5 秒 ○- ○-○ 約 6 秒	
	応援信号 署所団特命応援出 場のとき	○-○ ○-○ ○-○ (2 点)	同 上	
	報知信号 出場区域外の火災 を認知したとき	○ ○ ○ ○ ○ (1 点)		
	鎮火信号	○-○-○ ○ ○-○ (1 点と 2 点の斑打)		
山 林 火 災 信 号	出場信号 署所団出場区域内	○-○-○ ○-○ (3 点と 2 点の斑打)	約 10 秒 ○- ○- 約 2 秒	
	応援信号 署所団特命応援出 場のとき	同 上	同 上	
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	○ ○-○-○-○ ○ ○-○-○-○ (1 点と 4 点の斑打)	約 30 秒 ○- ○- 約 6 秒	掲示板 火災警報発令中 赤地に白字 形状及び大きさは、適宜とする。
	火災警報解除信号	○ ○ ○-○ ○ ○ ○-○ (1 点 2 ヶと 2 点の斑打)	約 10 秒 約 1 分 ○- ○- 約 3 秒	口頭伝達、掲示板撤去、吹流し及び旗の降下
演 習 召 集 信 号	演習召集信号	○ ○-○-○ ○ ○-○-○ (1 点と 3 点の斑打)	約 15 秒 ○- ○- 約 6 秒	
備 考	1. 火災警報発令及び火災警報解除信号は、それぞれの 1 種又は 2 種以上を併用することができる。 2. 信号継続時間は適宜とする。 3. 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。			

第7節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と協同で行う防災に関する知識及び技術の向上と、住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練計画は本計画の定めるところによる。

1. 防災訓練の実施

防災訓練は図上訓練と実施訓練の2種類とし、関係機関との緊密な連携協議の上訓練計画を作成し実施するものとする。

(1) 実施訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の訓練を実施するものとする。

ア 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、芭露排水ポンプ場の操作、水位、雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報及び通報のほか、消防機関に要請して職員、団員の動員を折り込んだ訓練を実施する。

イ 消防訓練

消防機関の出動、隣接市町の応援要請、避難、立ち退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報及び情報連絡等を折り込んだ訓練を実施する。

ウ 避難訓練

水防訓練と消防訓練と合せて、避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水及び給食等を折り込んだ訓練を実施する。

エ 災害通信訓練

有線、無線等をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する

オ 非常招集訓練

災害対策本部各班員、消防機関の招集訓練を行う。

カ 総合訓練

あらゆる災害を想定して、これらの訓練を包含した総合訓練を実施する。

キ その他防災に関する訓練

(2) 図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第 8 節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備

町は、地震災害時において住民の生活を確保するため、食糧、飲料の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

1. 食糧等の確保

(1) 町は、食糧等の備蓄は、基本的に各年度において保存期間を考慮しながら、予算の範囲内で均等に年次的に備蓄することとする。

また、保存期限が1年を切った食糧については、地域での避難訓練や自主防災組織の研修などで配布し、地域での活用に資することによって、防災意識の高揚を図る。

(2) 町は、あらかじめ食糧関係機関及び保有業者と食糧調達に関し、協定するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食糧の確保に努める。

また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

(3) 道は、「災害時における応急用米穀の取扱い」及び「災害時等における乾パンの取扱要領」により、北海道農政事務所長と協議の上、米穀及び乾パンの確保に努めるとともに、民間企業との協定等により町からの支援要請があった場合に備える。

(4) 道及び町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、2～3日分の食糧及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

2. 防災資機材の整備

町は、災害時の応急対策活動や避難所運営等に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷地において発生した場合の対策として暖房器具等の整備に努める。

3. 備蓄倉庫等の整備

町は、災害時に、備蓄物資の供給対象者に対し、すみやかに必要な物資が適宜配分できるよう、災害時の指定避難所等に分散して物資を配備する防災資機材倉庫の整備に努める。

第9節 町民の心構え

阪神・淡路大震災の経験を踏まえて、町民は、自らの身の安全は自ら守るのが基本であることの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをよりいっそう充実する必要がある、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

地震や津波等の災害発生時に、町民は、家庭または職場などにおいて、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

1. 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所及び家庭との連絡方法を確認する。
- イ 建物の補強、家具の固定をする。
- ウ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- エ 飲料水や消火器の用意をする。
- オ 非常用食糧、救急用品、非常持出用品を準備する。
- カ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- キ 隣近所と地震等の災害時の協力について話し合う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ すばやく火の始末をする。
- ウ 火が出たらまず消火する。
- エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- オ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- カ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- キ 避難は徒歩で、荷物は最小限にする。
- ク みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震を恐れない。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。

(3) 緊急地震速報利用の心得

- ア 緊急地震速報を見たり聞いたり入手した場合、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まずわが身の安全を確保する。

2. 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常所持品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア すばやく火の始末をすること。
- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同志で協力しあうこと。
- カ エレベーターの使用は避けること。
- キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

(3) 緊急地震速報利用の心得

- ア 緊急地震速報を見たり聞いたり入手した場合、職場内に周知・広報するとともに、入場者とともに身の安全を確保する。

3. 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

第 10 節 防災思想普及計画

防災諸活動を円滑に行い、かつ防災の成果をあげることを目的として、防災関係者及び一般住民に対し行う災害予防、応急対策等の防災知識の普及に関する防災思想普及計画については、次のとおりとする。

1. 普及の方法

防災知識の普及は、次の方法によって行う。

- (1) 各種防災訓練行事への参加
- (2) 広報紙、リーフレット等の配布
- (3) 広報車の巡回
- (4) その他

2. 普及を要する事項

- (1) 湧別町地域防災計画の概要
- (2) 主要災害の概況
- (3) 気象知識
- (4) 防災の心得
 - ア 大雨洪水及び地震、津波等の発生時の措置
 - イ 避難時の措置（避難所、携帯品等）
 - ウ 罹災後の応急措置
 - エ その他
- (5) 火災予防の心得
- (6) その他必要な事項

3. 自主防災組織の普及

地震等の大災害発生時に、その被害を最小限におさえるためには、防災関係機関と相俟って、地域住民による組織的かつ統一的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものと考えられることから、防災意識の普及とあわせて、その自発的な防災活動を効果的に行うため、自治会組織等を生かした自主防災組織の普及を図る。

(1) 組織化普及の要件

自主防災組織は、地域住民が最も効果的な防災活動を行えるよう、地域の実情にあわせてその規模を設定する必要がある、設定にあたっては次の要件を考慮する。

- ア 住民の連帯感に基づき、地域の防災活動を効果的に行えること。
- イ 住民の日常生活において、基礎的な地域としての一体性を有すること。
- ウ 地域住民の隣保精神に基づいて設置される自治会組織等を対象とする。

(2) 組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うため、組織内の役割分担の明確化と組織の規模や実情に応じて編成を促す。

ア 基本的な組織編成

- ①情報連絡班 災害情報の収集伝達
- ②防火指導班 出火防止と消火器などによる初期消火

③避難誘導班 住民の掌握と避難誘導

イ 地区別情報連絡責任者は、「第 3 章第 3 節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」により自治会長としており、情報連絡が迅速に行える組織編成を促すものとする。

(3) 組織の活動

自主防災組織の活動にあたっては、次の事項に則した活動を促進させる。

特に、避難行動要支援者等の要配慮者に対しては、平常時から実態を把握しておくとともに、災害時には地域住民の協力のもとに早期に避難させるものとする。

ア 平常時の活動

- ①防災知識の普及
- ②地域、家庭の安全点検
- ③消火器等防災用資機材の点検整備
- ④防災訓練の実施

イ 災害時の活動

- ①災害情報の収集伝達
- ②出火防止及び初期消火
- ③住民の避難誘導
- ④救出救護活動の実施
- ⑤避難所の開設・運営
- ⑥給食・救援物資の配布及びその協力

(4) 自主防災組織の育成指導

町は、防災思想の普及と自主防災組織の普及啓発のため、消防署湧別出張所及び上湧別出張所と連携を取りながら、地域住民組織等への働きかけを行い、組織化及び組織の育成指導を図る。なお、その際、女性の参画に努めるものとする。

第 11 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、次のとおりであり、別に定める「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」により、その支援体制の整備を図る。

第 1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者などの要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。

このため、町、社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1. 町の対策

町は、福祉担当課と防災担当課との連携の下、災害発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成・定期的な更新を行い、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿の適切な管理に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に定める。

- ア 要介護 3 以上の認定を受けている者
- イ 重度の障害者
- ウ 上記以外で支援を希望し、町長が避難支援等の必要を認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿情報

町は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者

町は、避難支援等関係者に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿情報を提供するも

のとする。

ただし、町条例に特別の定めがある場合を除き、平常時から名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

ア 消防機関

イ 警察機関

ウ 民生委員・児童委員

エ 社会福祉協議会

オ 自主防災組織

カ 自治会

キ その他避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に定める団体等

(4) 名簿に掲載する個人情報の入手

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

(5) 名簿の更新

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(6) 名簿提供における情報の管理

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。

(7) 緊急連絡体制の整備

町は、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(8) 避難支援体制の確立

ア 町は、避難行動要支援者に対する避難支援等を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等を定める個別計画の策定に努めるものとする。

イ 町は、要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

ウ 町は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

エ 町は、収容避難所の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。

(9) 防災教育・訓練の充実等

町は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(10) 福祉避難所の指定

町は、社会福祉施設等を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2. 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市町村との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

3. 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、災害発生

時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災意識・防災教育の実施

第2 援助活動

町は、避難行動要支援者の安否確認等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

1. 町の対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(3) 避難所等への移送

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第 12 節 業務継続計画の策定

災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

1. 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に市町村自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

2. 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

3. 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。